

有田町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 3 月

有田町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4～9
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10～11

1. 計画の趣旨及び有田町の現状

(1) 計画の趣旨

持続可能な社会の創り手となる子どもたちの育成を目指すうえで、その一端を担う教育職員が身体的・精神的・社会的に良い状態であることは必須条件であると考えます。しかし、近年では教育職員の働き方について大きな課題が山積している状況であり、その課題を解決する上で、従前の学校観では解決できないところにあることも事実である。

本計画は、そのような現状を踏まえ、子どもたちを真ん中に据えた学校・保護者・地域・自治体の連携を目指し、それぞれのウェルビーイングの向上を図る施策とする。

(2) 有田町の現状

有田町では、平成30年3月に、「学校現場の業務改善計画」を策定し、教育職員の健康的でやりがいを感じる職場環境整備に取り組んできた。

こうした取組の結果、有田町における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりである。

【令和5年度からこれまでの時間外在校等時間の状況】

小学校	令和5年度	令和6年度	令和7年度(~9月)
年平均	月26.21時間	月25.08時間	月24.59時間
月45時間を超える割合	14.0%	11.8%	11.9%

中学校	令和5年度	令和6年度	令和7年度(~9月)
年平均	月39.41時間	月35.57時間	月32.38時間
月45時間を超える割合	41.8%	33.4%	27.8%

取組の成果は着実に時間外在校時間の減少につながっている。その反面、学校運営上の様々な課題は増加する一方で、教育職員の多忙感やストレスは減少できていない面も見られるところである。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・年間における1か月時間外在校時間の平均を30時間程度にする。
- ・1か月時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【12日】
※【カッコ内は令和6年度の数値】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
- ・週休日の出勤を極力なくし、余暇活動の充実を図る。

3. 計画の期間

令和 8 年度より令和 12 年まで

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○有田町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組むものとする。

(1) 業務の 3 分類を踏まえた業務の見直し



① 学校以外が担うべき業務

□ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・従前より有田町防犯ボランティア団体を中心として、交差点等での定点見守りや集団登校への伴走見守りを行っており、今後も継続して外部団体による通学路の見守り活動を実施する。教育職員は学校内での児童生徒の対応を行うことに注力する。

□ 放課後から夜間における郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・学校における自主的な見守りは現在行っておらず、夏祭り等の見守りも保護者（PTA）を中心に行っており今後も継続する。
- ・補導等の連絡が学校に入った場合には、原則保護者対応とする。警察にも認識共有を毎年行っていく。

□ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化）

- ・給食費等の徴収については学校 PAY 方式を導入しており、保護者による銀行振り込みを実施している。その上で、町内学校事務共同実施協議会により徴収金管理の改善・充実を進めていく。

□ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応

- ・学校での対応が難しい場合は、学校教育課及び首長部局が連携して対応するとともに、適宜弁護士等を活用した対応ができるよう体制整備を進めていく。

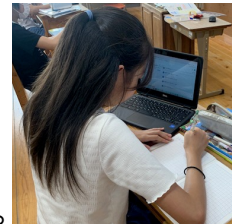
② 教師以外が積極的に参画すべき業務

□ 調査・統計等への回答

- ・学校・教育委員会事務局間のセキュリティー対策を講じた共有フォルダ等の構築により、調査等の発出・回答整理を簡略化することにより、学校負担を軽減する。

□ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ICT 支援を外部委託（2 校に 1 人）しており、機器・ネットワークの保守点検を行うとともに、教育職員の ICT 機器利用時のサポートや研修補助等を実施する。



□ 学校プールや体育館等の施設・整備の管理

- ・通常の授業に関わる日常点検は教育職員が行うものとし、施設整備に関する点検業務や保守については外部委託を推進する。
- ・学校プールについては、施設の老朽化や児童生徒減少に伴う水泳指導時数の減少も勘案し、水泳指導を積極的に外部委託へ移行する方向で検討する。
- ・学校体育館については、放課後に地域開放を行っており、その管理については関係課と連携して行うとともに、電子認証等を利用することで、学校職員との接触機会を極力なくすようにする。

□ 校舎の開錠・施錠

- ・現在校舎はすべて機械警備としており、その開錠・施錠方法の周知について教育職員に対し年度初め等に研修等を行っている。

□ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・特別な対応は行わないものの、必要に応じて保護者や地域住民の協力体制を構築していく。

□ 校内清掃

- ・清掃活動については、現状、中学校で週 2 回、小学校においても同様の回数で試行しており、回数や範囲の適正を研究していく。また、地域住民との連携やシルバー人材等の活用についても今後検討していく。

□ 部活動

- ・部活動指導者や外部コーチ等の登用を進めるとともに、部活動の地域展開に向けた対応を進めていく。今後は、中学校統合に向けて、部活動の再編整備も検討していく。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

□ 給食の時間における対応

- ・食に関する指導は、原則栄養教諭が対応している(全校)。
- ・給食配膳等には担任以外の職員や特別支援教育支援員が補助を行うことで、担任の負担を軽減していく。



□ 授業準備

- ・資料印刷については必要に応じて学校用務員に依頼する。
- ・教師用端末やグループフォルダ等を利用して印刷や資料配布・回収の手間を減らすよう、ICT 機器利用を促進していく。

□ 学習評価や成績処理

- ・中学校においては、自動採点システムを導入しており、学習評価や成績処理に効率化を目指す。

- ・校務支援ソフトを導入し、指導要録作成や成績処理等の評価に係る業務の効率化を図るとともに、今後、校務支援ソフトへのアクセスについては、ゼロトラストの考えのもとでクラウド化を進め、教育職員が自己の働き方に応じた業務遂行に努められるように改善していく。

□ 学校行事の準備・運営

- ・児童生徒の発達段階を考慮したうえで学校行事のスリム化や見直しを進め、学校行事に係る業務負担を軽減していく。
- ・学校行事による担当者への負担偏重を避けるためにも、担当の経験を多くの人材に経験させるとともに、行事準備等への参画をPTA等にも呼びかけ、地域に開かれた行事運営を進めていく。



□ 進路指導の準備

- ・職場体験等の企業探し等については、学校運営協議会や町商工会議所、首長部局との連携を通して行う体制を構築し、担当職員の負担軽減を図る。

□ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーや町子育て支援課等と連携を深めるとともに、教育委員会や関係団体が積極的に関わることで、学校の負担を軽減していく。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で標準時数を大きく上回っていないか精査し、その実施について月末統計等により適正に運営されるように管理職及び教育委員会事務局において管理し、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・学校行事や日々の帯活動(〇〇タイム等)、授業外活動(清掃、給食、朝・帰りの活動等)などの見直しを随時進めていき、勤務時間内での放課後の業務(授業準備、お便り作成等)の時間を確保する。

- ・デジタルテクノロジーの活用
 - ① 保護者への連絡アプリを活用し、お便り等の配布や欠席連絡、行事への出欠連絡等を簡略化・効率化することにより、教育職員の業務負担を軽減する。

 - ② 有田町が導入している Google アプリケーションを学校の様々な場面で活用を促進するために、希望する教育職員に Google 認定教育者資格の取得を進めていく。

- ・時間外や休日の電話対応は首長部局と連携し、早急な対応が必要な場合には、教育委員会担当者につながるよう設定し、当該学校長に対し連絡するようにする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 か月時間外在校時間が 80 時間を超えた教育職員に対し、医師による面接指導を実施する。
- ・勤務間インターバル 11 時間の確保に努める。
- ・これまで実施してきたすべての教育職員に対するストレスチェックを今後も実施していくとともに、その結果を基にした個別の指導・支援だけでなく、集団分析の結果等を活用した職場環境改善に努める。
- ・年次有給休暇の取得増を目指し、長期休業等の校内研修や出張等の在り方について見直しを行う。
- ・学校における定時退勤日を各職員（管理職を含めた）が毎週 1 回設定することを推進する。
- ・長期休業中（夏季休業・冬季休業）に学校閉庁日を設定し、夏季は連続 7 日間、冬季は連続 6 日間の一斉閉校期間を設定する。

また、本期間における学校への電話連絡は、教育委員会事務局もしくは首長部局への転送とする。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実施・実行を図るために、教育職員の在校時間の把握を行うとともに、定期的に定例教育委員会や教育総合会議において実態報告を行う。

□ 教育委員会による取組

- ・時間外在校等時間及び勤務間インターバルの目標達成状況については、今後、出退勤管理システムを導入し、その実態を把握する。（令和6年度時点ではエクセルの出退勤表による管理）
- ・年次有給化の取得については、学校管理職より目標の周知を行うとともに、定期的に年次休暇日数の把握や年次休暇取得の促進を行う。
- ・ストレスチェックについては、知事部局と同様のアプリケーションで行い、その結果をもとに学校管理職が職員のヒアリングや指導・支援を行う。その後の様子について校長が教育委員会に報告する。
- ・教育委員会においては、業務量管理や健康確保の目標に照らし合わせて、有田町の教育職員の状況を適宜把握する。
その上で、目標を逸脱している教育職員については、学校長への改善命令を下すとともに、学校管理職は、当該教育職員の指導計画を作成し、その計画に基づいて指導・支援を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

□ 知事部局等の関係部署と行う取組

- ・現在、学校の児童生徒の支援や教育職員の支援のための職員を以下のとおり町財源により雇用している。
教育職員の負担軽減や児童生徒の教育支援に有効であり、今後も必要な人員を確保できるように、財源確保を行っていく。

【町財源による小中学校に関わる会計年度職員】

特別支援教育支援員	配慮の必要な児童生徒の支援を学級内で行う。	27名 (4.5名/1校)
ICT教育支援員	学校でICT機器等のサポートや支援を行う。	3名 (2校に1人)
学校用務員	学校環境整備や授業準備補助(印刷業務)を行う。	6名 (全校配置)
図書館司書兼会計事務補	学校図書館の管理や給食費の出納管理を行う。	6名 (全校配置)
不登校生徒支援員	別室登校生徒等の学習・生活の支援を行う。	2名 (中学校配置)
教育支援センター指導員	不登校児童生徒の復帰支援を行う。	1名

・現在、学校に関わる外部団体は多岐にわたっている。

(例) 学校運営協議会の学校運営への参画

防犯ボランティア団体の登下校の見守り活動

社会福祉協議会による福祉体験等の実施

地元陶芸家や有田工業高校の生徒による焼き物制作指導

地元ロータリークラブによる米づくり体験

今後も関係団体との連携に努めて子どもの教育活動の充実を図るうえで、教育委員会事務局や首長部局が率先して、教育職員の負担を減らす関わり方を提案していくとともに、人材確保のための手だて(人材発掘・財源確保)を行っていく。